1.10　「到着の陸路割当料金」とは、差出国の指定された事業体が、名あて国において受領される小包郵便物の取扱いに係る費用を補償する名目で、当該名あて国の指定された事業体に支払うべき補償金をいう。

1.11　「継越しの陸路割当料金」とは、通過国の運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が当該国の領域を経由する小包郵便物の送達のために実施する陸路継越し及び航空路継越しの業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.12　「海路割当料金」とは、小包郵便物の海路運送に参加する運送機関（指定された事業体若しくは指定された事業体以外の団体又はその双方）が実施する業務に対して支払うべき報酬をいう。

1.13　「普遍的な郵便業務」とは、その質を重視した郵便の役務であって、すべての利用者が、加盟国の領域のすべての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で提供を受けるものをいう。

1.14　「開袋継越し」とは、名あて国にあてて閉袋を作成することが適当でない通数又は重量の郵便物の仲介国による継越しをいう。

第二条　この条約への加入から生ずる義務を履行する責任を負う一又は二以上の機関の指定

1　加盟国は、郵便事業を監督する責任を負う政府機関の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。また、加盟国は、郵便業務を運営し、及び自国の領域において連合の文書から生ずる義務を履行するために正式に指定された事業体の名称及び所在地を大会議の終了後六箇月以内に国際事務局に通報する。大会議から大会議までの間における政府機関及び正式に指定された事業体の変更は、可能な限り速やかに国際事務局に通報する。

第三条　普遍的な郵便業務

1　加盟国は、連合の単一の郵便境域という概念を強固にするため、すべての利用者が、その質を重視した郵便の役務を、加盟国の領域のすべての地点において、恒久的に、かつ、合理的な価格の下で受けることができるような普遍的な郵便業務の提供を受ける権利を享有することを確保する。

2　1に定める目的のため、加盟国は、自国の郵便に関する法令の範囲内で又は他の通常の手段により、自国民のニーズ及び国内事情を考慮して、関係する郵便業務の範囲を定めるとともに、その質を重視し、及び合理的な価格を設定することについての条件を定める。

3　加盟国は、普遍的な郵便業務の提供を任務とする者が、このような郵便業務の提供を可能とし、及び質に係る基準を尊重することを確保する。

4　加盟国は、普遍的な郵便業務が実行可能な方法により提供されることによってその永続性が保障されることを確保する。

第四条　継越しの自由

1　万国郵便連合憲章第一条に規定する継越しの自由の原則により、加盟国は、その指定された事業体が他の指定された事業体から引き渡される閉袋及び開袋通常郵便物を、いかなる場合にも、自国内で差し出される郵便物について利用する最も速達の線路によって、かつ、最も安全な方法によって送達することを確保する義務を負う。この原則は、誤送された郵便物及び線路を誤った郵袋についても適用する。

2　伝染性物質又は放射性物質を包有する書状の交換に参加しない加盟国は、自国の領域を経由するこれらの書状の開袋継越しを認めないことができる。通過国である加盟国は、通常郵便物（書状、郵便葉書及び点字郵便物を除く。）の開袋継越しを認めないことができる。このことは、印刷物（定期刊行物、雑誌等）、小形包装物及びM郵袋であって、自国内における発行又は流布の条件を定める法令に抵触するものについても、同様とする。

3　陸路又は海路によって送達される小包郵便物についての継越しの自由は、小包郵便業務に参加する国の領域においてのみ保障される。

4　航空小包についての継越しの自由は、連合の全境域において保障される。ただし、小包郵便業務に参加しない加盟国は、航空小包の平面路による送達を確保することを強制されない。

5　加盟国が継越しの自由に関する規定を遵守しない場合には、他の加盟国は、当該加盟国との間の郵便業務を廃止する権利を有する。

第五条　郵便物の所属、取戻し、あて名の変更又は訂正、転送及び配達不能の郵便物の差出人への返送

1　郵便物は、差出国又は名あて国の法令及び第十五条1.1又は2.1.1又は3の規定が適用される場合には継越国の法令に基づいて差し押さえられた場合を除くほか、権利者に配達される時まで差出人に所属する。

2　郵便物の差出人は、郵便物を取り戻し、又はそのあて名を変更し、若しくは訂正することができる。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

3　加盟国は、その指定された事業体が配達不能の郵便物を差出人に返送すること及び受取人がその住所を変更した場合には郵便物を転送することを確保する。料金その他の条件については、この条約の施行規則に定める。

第六条　料金

1　各種の国際郵便業務及び特別業務に関する料金は、この条約及びその施行規則に定める原則に従い、自国の法令に応じて、加盟国又はその指定された事業体が定める。これらの料金は、原則として、これらの業務の提供に必要な費用と関係を有するものでなければならない。

2　差出側の加盟国又はその指定された事業体は、自国の法令に応じて、通常郵便物及び小包郵便物の運送に係る普通料金を定める。当該料金には、配達業務が名あて国において実施されているときは、郵便物の受取人の住所への配達の費用を含む。

3　適用する料金（連合の文書においてガイドラインの対象として定められているものを含む。）は、同様の性質（種類、数量、処理時間等）を有する郵便物につき内国制度において適用する料金を下回ってはならない。

4　加盟国又はその指定された事業体は、自国の法令に応じて、連合の文書においてガイドラインの対象として定められている料金を超える料金を適用することができる。

5　3に規定する料金の最低限度額以上であることを条件として、加盟国又はその指定された事業体は、その定めた料金を、自国の領域内で差し出される通常郵便物及び小包郵便物について、自国の法令の定めるところにより引き下げて適用することができる。加盟国又はその指定された事業体は、特に、郵便物を多量に差し出す利用者に対して優遇料金を認めることができる。

6　連合の文書に規定する料金以外の郵便料金は、種類のいかんを問わず、利用者から徴収してはならない。

7　連合の文書に別段の定めがある場合を除くほか、指定された事業体は、徴収した料金を収得する。